



第3期

智頭町子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月

智頭町

智 頭 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画策定の体制	2

第2章 子供・子育てを取り巻く環境

1 人口の推移	3
2 教育・保育施設等の状況	5
3 ニーズ調査	8

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	9
2 めざす姿	9
3 基本目標と施策	10
4 施策の展開	11

第4章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みについて	20
2 教育・保育提供区域の設定	21
3 量の見込み、確保方策及び実施期間	22
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	29

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制づくり	30
2 計画の点検・評価	30

【資料編】

1 智頭町子ども・子育て会議条例	31
2 智頭町子ども・子育て会議委員名簿	32

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

近年、少子化の進行、地域社会の活力低下（都市化の進展）、就労環境の変化等、子供と家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子供は社会の希望、未来を創る力であり、安心して子供を生み、育てることのできる社会の実現は地域全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。

「子ども・子育て関連3法」では、社会全体で「量」と「質」の両面から子育てを支援する仕組みである『子ども・子育て支援新制度』が掲げられ、次の3つをめざすこととされています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育質的改善
- ③地域の子供・子育て支援の充実

これを実現するため、「子ども・子育て支援法」では、子育て当事者の意見を反映させた「子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、より地域の実情に沿った支援施策の展開をめざしています。計画を定める際は、子育て世代の置かれている環境や意向を勘案するよう努めることが法定化されており、「子ども・子育て支援法第61条及び62条」において、都道府県及び市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

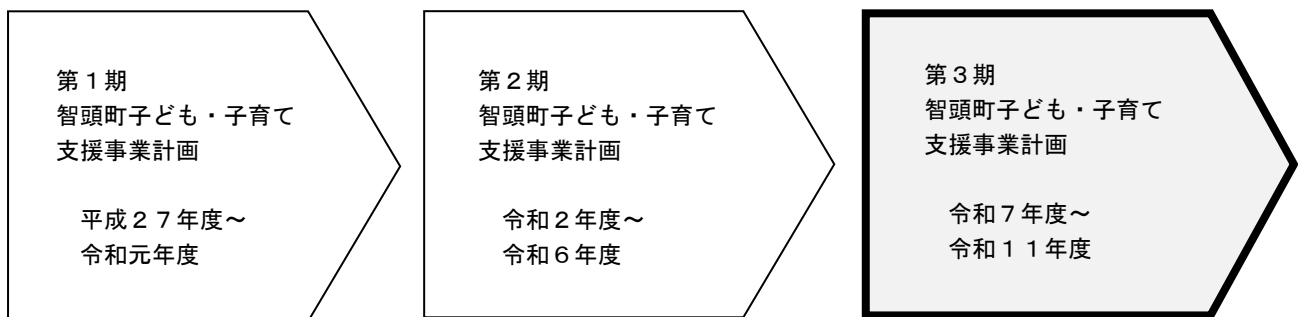
本町では、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するため、「智頭町子ども・子育て支援事業計画」をもとに、昨今の保護者の就労環境及び子育てニーズを踏まえ、「第3期 智頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付けと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定するもので、令和7年度を初年度として令和11年度までの5年間で第3期の計画期間とします。

本町の基本方針である「第7次智頭町総合計画」をはじめとした子供・子育てに関する各種計画との整合性を図りながら、子育て支援と児童健全育成にかかわる各種施策を明らかにするものです。また、次世代を担う子供たちが健やかで心豊かに育っていくことができる環境づくりを進めるため、家庭・地域・企業・行政がそれぞれの立場で子育て環境づくりに取り組む指針となるものです。

子ども・子育て支援事業計画の基本的な方向性



3 計画策定の体制

本計画は、子供・子育て支援に関する学識経験者、子供の教育・保育又は養育に関する事業に従事する者、事業主の代表、子育て中の保護者などで構成する「智頭町子ども・子育て会議」を設置し、本町における子供・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

なお、計画策定に先立ち、日常生活等の実態を把握し、本計画に係る事業の提供体制確保のための「量の見込み」を算出するため、就学前児童の保護者にアンケート調査を実施しました。

第2章 子供・子育てを取り巻く環境

1 人口の推移

(1) 児童数の推移

令和2年から6年までの5年間で、未就学児は77人（35%）、就学児は35人（23%）減少しています。特に0歳及び1歳は半数近く減少しています。

（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未 就 学 児	0歳	29	26	23	16	16
	1歳	35	28	27	22	15
	2歳	35	35	26	23	25
	3歳	36	37	30	29	24
	4歳	42	35	39	32	31
	5歳	44	40	34	37	33
	小計	221	201	179	159	144
就 学 児	6歳	47	45	39	36	37
	7歳	52	45	46	38	35
	8歳	49	50	44	46	37
	9歳	43	47	51	43	45
	10歳	48	42	49	50	41
	11歳	42	46	43	49	51
	小計	281	275	272	262	246
合計		502	476	451	421	390

（住民基本台帳 基準日：4月1日）

(2) 合計特殊出生率

国平均を下回る傾向が続いており、出産・育児と仕事が両立しやすい環境の整備が求められます。
(人口を維持するためには2.07が必要とされています。)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合計特殊出生率	国	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20
	智頭町	1.07	1.02	0.95	0.66	0.67
15～49歳の女性の数(人)		950	894	850	848	840

(住民基本台帳 基準日：4月1日)

(3) 就労状況

本町では女性が全体的に全国より労働力率が高く、出産・育児のピークとなる25～39歳においても就労率は高い水準を維持しています。このことから出生数の低さや出産後の早い時期に職場復帰する傾向にあると考えられます。

就業状態等基本集計

(単位：%)

		年齢(歳)	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
労働力率	全国男性		16.7	73.9	95.3	96.7	96.8	96.7	96.3
	全国女性		16.7	74.1	86.5	79.1	78	80.8	81.9
	智頭男性		5.4	83.1	96.9	96.2	95.9	98	95
	智頭女性		16.6	89.7	96.4	87	91.2	87.5	92.1

(令和2年度国勢調査)

2 教育・保育施設等の状況

(1) 保育園の入所児童数

出生数の減少とともに園児数も減少傾向にあります。出生数はこの5年間で半数近く減少し、0歳児の園児数は1桁となっています。入所児童数には智頭病院内ほのぼの保育所の智頭町在住園児を含みます。

出生数及び保育園入所児童数

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数	29	26	23	16	16
0歳児	17	11	9	14	7
1歳児	24	24	22	17	20
2歳児	27	28	30	24	18
3歳児	36	34	32	27	27
4歳児	40	33	35	30	28
5歳児	41	42	32	34	31
園児総数	185	172	160	146	131

(住民基本台帳及び園児台帳)

(2) 森のようちえん入所児童数

年度によって多少変動がありますが、園児総数、智頭町在住園児数ともに横ばいとなっています。

森のようちえん入所児童数及び智頭町在住園児数

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2歳児	1	5	3	2	3
3歳児	10	3	9	9	6
4歳児	8	12	5	9	10
5歳児	7	9	10	4	9
園児総数	26	29	27	24	28
智頭町在住園児	17	14	15	14	17

(園児台帳)

(3) 放課後児童クラブ登録児童数

児童数の減少とともに登録児童数も減少していますが、令和2年度をのぞき、利用割合はほぼ変化していません。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学1年生	28	33	30	26	24
小学2年生	31	29	25	25	19
小学3年生	22	29	15	19	16
小学4年生	12	27	18	10	15
小学5年生	12	11	11	9	6
小学6年生	2	11	3	5	4
合計	107	140	102	94	84
児童総数	283	274	294	272	259
利用割合(%)	38%	51%	35%	35%	32%

(4) 子育て支援センター利用

新型コロナウイルス感染症や少子化、低年齢での保育園入所等の影響もあり、令和3年度以降の利用者数が激減しています。この5年間で未就園児は38%、その他人数は55%と減少しました。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未就園児	554	896	398	316	343
その他 (就園児、小学生、保護者等)	1,713	1,517	669	733	778
計	2,267	2,413	1,067	1,049	1,121
開設日数	252	249	244	249	245

(5) ファミリー・サポート・センター利用

この5年間で依頼会員は59%減少、支援会員は92%も減少しています。新型コロナウイルス感染症流行以前の利用回数を見ると、本事業を多くの家庭が必要としていたことがうかがえますが、令和2年度以降ほぼ利用がない状態となっています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員	104	95	56	51	43
支援会員	46	50	3	4	4
両方会員	6	6	3	3	3
利用回数	532	23	10	1	1

(主な利用内容)

- ・ 保育園の送迎
- ・ 保育園や放課後児童クラブ後の送り、預かり
- ・ 保護者の短時間、臨時就労
- ・ 食事付きの預かり
- ・ 講演会時の託児、習い事への送迎等

3 ニーズ調査

(1) 概要

・対象者

智頭町在住の未就学児をもつ保護者

・期間

令和6年10月8日～令和6年10月30日

・回収率

以上児：76家庭中 61回答（回答率80.2%）

未満児：61家庭中 49回答（回答率80.3%）

(2) ニーズ調査結果

別紙1、2 ニーズ調査結果のとおり

(3) 調査からみえてくる課題

親子で集うスペースやイベントに関する内容が多くみられます。特に小さな子供でも遊べる公園や屋内型スペースの充実を願う声は、平成17年度策定の智頭町次世代育成支援行動計画のアンケートから継続してあがっています。子供を連れて遊びに行くために、町外の公園等に出かけることは子育て世帯にとって非常に不便であるため、気軽に集まれる場所の整備が求められています。

また、小児科や耳鼻科等の充実を求める声も以前のアンケートから継続してあがっています。町外の医院を受診する際の長距離移動、診察の待ち時間が保護者の大きな負担となっています。

本町独自の保育料無償化については肯定的な意見が非常に多く、今後も継続を要望する家庭が多く存在することからも、子育て世帯の支援につながっていることが分かります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子供は町の宝物

～ 地域ぐるみで寄り添い 支えあう子育てで 心豊かなちづの町 ～

子育ての出発点は家庭であり、子供の基本的な生活習慣や能力を育てることは親が担うべき重要な役割です。しかし、家庭・地域を取り巻く環境の変化により、子育ての意識も変わり、子供の育ちとともに親としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

地域社会が保護者に寄り添い、保護者が子育ての不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境をつくり、社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

子供たちが、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、夢を育み、希望を持って自らの力を発揮できるよう、家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子供・子育てを支援する支え合いの取組を進めていきます。

2 めざす姿

本町は次の4つをめざす姿に据え、総合的に施策を展開します。

子供の健やかな 育ちを保障する

子供には無限の可能性があります。そして、すべての子供が幸せで健やかに育つ権利があります。子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に確保されるように配慮します。

親と子の心身の 健康を守る

親と子の健康を社会的・精神的側面から支援します。乳幼児健康診査の充実向上を図り、疾病や障がいの早期発見と早期療育に努めます。

子育て家庭を 支援する

働く保護者が子育てをしやすい仕組みづくりや、保育園、子育て支援センター等の活用による子育て支援の充実を図ります。

地域ぐるみで 子育てする

近年の社会変化で個人や世代間での価値観の多様化が進み、地域社会の連携が希薄になってきています。地域の人々の関わりや、親子で参加できる活動など、地域の中で交流でき、地域ぐるみで子育てできる環境づくりに努めます。

3 基本目標と施策

本計画では、近年の子育て課題の動向やニーズ調査をもとに基本目標及び基本施策の見直しを行いました。

【基本目標1】 子供や子育て家庭をみんなで支援

基本施策 1. 妊娠期から切れ目のない支援

基本施策 2. 子供と子育て家庭を地域全体で応援

基本施策 3. 寄り添った支援

【基本目標2】 安心して子育てできる仕組みづくり

基本施策 1. 仕事と子育ての両立支援

基本施策 2. 保育サービスの充実

基本施策 3. 子育て支援サービスの充実

【基本目標3】 学校と地域が連携した取組

基本施策 1. 学校の教育環境の充実

基本施策 2. 地域の教育環境の充実

【基本目標4】 子供が暮らしやすい地域環境づくり

基本施策 1. 交通安全教育・意識啓発

基本施策 2. 安心・安全のまち

基本施策 3. 集いの場・遊びの場

基本施策 4. 地域資源等を活かした活動

4 施策の展開

【基本目標 1】子供や子育て家族をみんなで支援

1. 妊娠期からの切れ目のない支援

安心して子育てをするためには、すべての子供及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていく必要があります。子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、きめ細かな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子供が心身ともに健康で過ごせる取組を推進します。

基本施策	内容
妊産婦保健相談事業等	妊娠された方への母子手帳の交付や、妊娠・出産・不妊治療・家族計画に関する相談・情報提供等の体制を充実します。また、妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ることにより、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。
乳幼児健診	4か月児健診、7か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の各種健診、5歳児発達相談、2歳児歯科健診を実施し、健康状態、発育・発達状況の確認・把握を行い、育児相談や必要な保健指導を行います。また、必要時に保育園、保護者、関係機関が連携を図り、一人一人の発達に応じたきめ細かな支援を推進します。
乳幼児保健相談	親子の心身の健康、子育て、育児に関する情報提供を行う等、相談体制を充実し、子育て支援を図ります。
子育て講座	子供や保護者の健康・子育てに関する講座を開催し、情報交換や交流を行うとともに育児力の向上を図ります。
各種予防接種（定期、任意）	感染症等の罹患、重症化を予防し、心身の健康維持及び負担の軽減を図るため、定期予防接種の実施のほか、予防接種に関する相談、任意予防接種費用の一部助成を行っています。
むし歯予防 フッ化物洗口事業	虫歯がしやすい年中・年長児を対象に虫歯予防としてフッ化物洗口を行い、子供・保護者への啓発を含め、虫歯予防の意識を高めます。
妊産婦健康診査	妊産婦やお腹の赤ちゃんの健康状態を確認するための検査費用を助成します。
妊婦歯科健康診査	ホルモンバランスや唾液の変化、食生活の変化、つわり等の影響を受けやすい妊娠期に、むし歯や歯周病の予防のための検査費用を助成します。
新生児聴覚検査	新生児の聞こえの障がいを早期に発見するための検査費用を一部助成します。
乳児家庭全戸訪問事業	赤ちゃんが新しい環境に慣れるまでの大切な時期に、保健師が発育等の観察、育児相談を行います。また、健診や予防接種、子育てサービス等の情報を提供し、育児の孤立化を防ぎ、安心した子育てと健やかな成長を支えます。

産前・産後サポート事業		心身ともに不安定になりやすい産前産後の時期に、母子の健康を守り、健やかな育ちを支援するため、助産施設等において日帰りで相談を行います。外出が困難な場合は、助産師等が訪問し相談を行います。
産後ケア事業		退院直後の母子に対して、助産施設等において宿泊、または日帰りで心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を行います。外出が困難な場合は、助産師等が訪問し心身のケアや育児支援を行います。
妊婦等包括相談支援事業		妊娠期から子育て期に至るまで、安心して出産・子育てができるよう、面談や継続的な情報発信等の相談支援を行います。
妊婦のための支援給付		妊娠期・子育て期の家庭に、妊婦のための支援給付を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。
産前・産後サロン事業		心と体の変化が大きい妊産婦の時期に、体を整えるだけでなく、自身の健康管理に関心を持つ機会とし、今後の健康の保持・増進につなげます。
食育の推進	離乳食講習会	食欲を育み、規則的な食事で生活リズムを整え、食べる楽しさを得ることを目的に、発達に応じた離乳食を作るポイントや指導を行い、食習慣の基礎作りを進めます。
	食育推進事業	生涯にわたって健康で質の高い生活を送るためには「食を営む力」が必要です。食べることへの感謝や、作る楽しさ、仲間とともに味わう喜びを体験しながら、安心安全を選択する判断力を身に付けるため、保育園での菜園活動や地産地消による給食食材活用の取組を家庭と地域が連携して進めます。また、食に関する情報提供により、理想的な食習慣を身に付けるための支援をします。
	食物アレルギー対策の推進	食物アレルギーを要因とする乳幼児へのアレルギー症状に対し、保育園、小学校等職員、保護者、調理員が相談・連携し、子供と保護者の不安解消と健康づくりを図ります。

2. 子供と子育て家庭を地域全体で応援

地域の実情を踏まえ、子供の成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子供や子育てを見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。

基本施策	内容
子どもの学習支援事業	学習教室を定期的に実施しています。経済的な理由等から学業や進学環境が十分に用意されない子供に対し、学習の習慣づけをはじめとする育成環境の整備及び居場所としての機能も包括した社会性を育む場の提供を行います。
子どもの居場所づくり推進事業	こども食堂を継続して実施しています。食事、学習、談話、創作活動を通じ、自己有用感を高めるとともに、社会性や生活習慣を身に付ける等、子供の健やかな育成を支えます。本町で暮らすすべての子供たちが夢と希望を持って成長していけるよう取り組んでいきます。
こどもの生活・学習支援事業	不登校をはじめ様々な理由で学校に行くことができない子供たちの日中活動の場として「子供の第三の居場所」を創設しています。ここでは、自己肯定感の向上、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む一助とし、「誰ひとり取り残さない社会」の実現を図ります。

3. 寄り添った支援

すべての子供と子育て家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、役割を果たすことが重要です。また、障がい、疾病、虐待、貧困等の社会的な支援の必要性が高い子供やその家族に対する、育児や生活に関する相談、情報提供等の総合的な支援に努めます。

基本施策		内容
こども家庭センターによる総合的・専門的子供支援		子育て・障がい・発達等の子供に関するあらゆる相談について児童福祉司、保健師等の専門スタッフが話を聞き、問題解決に向けた助言を行い対応します。さらに子供の状況や家庭の状況に応じて、福祉サービスの調整や他機関の紹介等の支援につなげていきます。虐待を受けている恐れがある等、支援を必要とする子供の早期発見、早期対応により、子供の安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行います。さらに、虐待を予防する目的として、育児不安や子育てのストレスや悩みを抱えた親を対象に、継続した来所面接・訪問指導を実施し、子供へのよりよい接し方を学んでもらい、子育て力の向上を図ります。
子育て短期支援事業		保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合において、短期入所生活援助(ショートステイ)事業および夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施し、保護者の負担を軽減します。
子育て世帯訪問支援事業		家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
養育支援訪問事業		育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問して助言等を行います。
ひとり親家庭への支援	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援することを目的として手当を支給します。
	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が、就職やキャリアアップのために指定された教育訓練講座を受講し修了した場合、受講に要した費用の一部を支給します。
	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が、就職の際に有利となる資格取得のため、1年以上専門学校等で修業する場合に手当を支給します。
	入学支度金の支給	低所得のひとり親等が養育する児童が小学校又は中学校に入学する際に入学支度金を支給することにより、経済的負担を軽減します。
民生児童委員との連携		地域の子供たちの見守り、子育ての不安や妊産婦の相談・支援を行いながら、子供と保護者を支援します。

【基本目標 2】安心して子育てできる仕組みづくり

1. 仕事と子育ての両立支援

働きながら子供を産み育てやすい環境の実現にむけて、仕事と育児に関する意識改革を推進します。

基本施策		内容
保育内容の充実	ちづ保育園	乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた保育を提供し、子供の健全な発達を促します。また、就学時やその後の生活が円滑に進むよう小学校との連携を強化します。
	森のようちえん	豊かな森と里山の環境を存分に生かした幼児教育を実践し、子供たちの健全な育ちの基礎となる“健康なからだ”と“健康な心”を育みます。地域を生かした取組を推進する森のようちえん事業を支援します。
	事業所内保育	地域の多様な保育ニーズに対応するため、智頭病院内ほのぼの保育所で事業所内保育において、0～5歳児の従業員の子供を保育し、保護者の就労を支援します。
	地域型保育	保護者が智頭病院で就労することにとらわれず、智頭病院内ほのぼの保育所の地域型保育枠において、0～5歳児を保育し、保護者の就労を支援します。

2. 保育サービスの充実

多様な働き方に対応し、様々な保育制度の充実を図ります。また、就労していない保護者も保育サービスを利用できるようにします。

基本施策	内容
乳児保育	生後3カ月からの保育を実施し、保護者の就労を支援します。
延長保育	保育認定時間外の保育を実施し、保護者の就労を支援します。
一時預かり事業	保護者の病気、出産、介護や冠婚葬祭等で家庭での保育が一時的に困難となる場合に、ちづ保育園で保育を行います。
障がい児保育	子供の発達状況により、加配保育士の配置など適切な支援を行い、生活や遊びを豊かにしながら集団の中での健全な発達を保障した保育を行います。
土曜保育	勤務等により家庭で養育できない保護者のために保育を行います。
病児・病後児保育	疾病時及び回復期間に智頭病院内で保育を行い、就労世帯等の支援を図ります。
保育料無償化	国による3歳以上児保育料無償化に加え、3歳未満児の保育料（副食費含む）の無償化を継続します。
こども誰でも通園制度	保育認定対象外となる家庭も月10時間を上限とし、保育園を利用できます。子供の育ちを応援し、良質な生育環境を整備することで子育て家庭を支援します。
慣らし保育	年度途中入園者に限り、入園予定日より前の日から慣らし保育を行うことができます。

3. 子育て支援サービスの充実

保育サービスの充実以外にも在宅育児者を経済面から支えます。また、少子化や核家族化等により子育てに不安を抱く親が増加しているなか、子育てのネットワーク化を図り、育児の悩みや思いを共有する場所を提供することで子育て支援を行います。

基本施策	内容
わが家で子育て応援給付金事業	生後8週を超え満1歳に到達する日までの乳児期に、親子の愛着形成を育むことを目的とし、自宅で子育てする家庭を応援するため、最大30万円の給付を行い経済的負担を減らします。
子育て支援センターの充実	子が気軽に集い交流し、共に学び成長していくことができる場や機会を充実させ、子育ての不安を緩和します。関係機関と連携を図り、育児情報の発信や悩み解消に向け、親子の育ちを支援します。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助できる人（支援会員）がお互いに会員となり、地域で子育てを助け合う活動です。育児と仕事の両立支援を応援し、地域の子育て力の一層の向上を図ります。
のびっ子相談会	早期支援コーディネーターによる子育てに関する個別相談会を年6回行います。発達や養育上の課題、保育に関する悩みを相談することにより不安を解消し、子育て家庭に寄り添います。
育カフェ	毎月1回日曜日に開催している、子供と保護者の交流スペースです。未就学児だけでなく、小学生も参加できます。

【基本目標 3】学校と地域が連携した取組

1. 学校の教育環境の充実

学校のプログラムの中にボランティア体験学習や職場体験学習等を取り入れ、心と身体を育てる教育を実践します。また、子供たちが伸び伸びと育つ環境を実現するため、いじめ、不登校、非行、学校崩壊等の早期解決を図り、学校における相談体制の強化、スクールカウンセラー等の活用を推進します。また、コミュニティ・スクール事業の推進により学校と地域との連携をより強くしていきます。子供と家庭を支える地域教育環境の整備により、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

基本施策	内容
心身の健全な意識の育成	思春期の子供に関し、正しい性の知識や対処方法の理解を進めるための啓発を行います。
早期支援コーディネーター、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置	小学校・中学校に早期支援コーディネーター、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的立場から臨床心理相談等に応じ、児童生徒並びに保護者の悩みに寄り添います。
図書館・図書室の充実	「ちえの森ちづ図書館」の充実を推進するとともに、学校図書館には、子供たちと本との出会いを支える学校司書を配置し、豊かな心と自ら学ぶ力を育てる学校図書館の充実に努めます。
コミュニティ・スクール	保護者や地域住民等が一定の権限をもって学校運営に参画することで学校の教育目標やビジョンをみなで共有し、共に子供たちを育て、よりよい学校づくりを目指します。「じげ（智頭）の子はじげ（智頭）が育てる」を合言葉に、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」を進めます。
家庭教育力の向上	保護者の子育て意識の向上を目的に家庭教育講演会や子育て講座を企画します。また、小学校第1学年を対象に家庭訪問を行い、育児や子育てに関する悩みに寄り添い、課題の早期発見と解決に取り組みます。
ノーメディアデーの推進	テレビやメディアを観ない、電子機器を使わない日を設け、家族団らんや会話を楽しみ、親子が向き合う機会をつくっています。メディアとの関わりを「受け身」から「主体的」に変えることを期待し、毎月19日をノーメディアデーと定め、啓発・推進します。
赤ちゃん先生	小学校2年生を対象とした、赤ちゃんとその保護者及び小学生のふれあい活動を行います。授業の中で親がどのような思いで自分たちを育てているか、命の大切さなどを学びます。

2. 地域の教育環境の充実

少子化に伴い子供の遊ぶ姿や異年齢での活動が減少しているため、放課後や休日の地域におけるスポーツ活動、文化活動、自然体験活動を通じて豊かな人間性の育成を図ります。

基本施策	内容
放課後児童クラブの充実	小学校の放課後、子供同士が集団で遊び・学ぶ場所を提供し、コミュニケーション能力・社会性の向上を図ります。放課後児童クラブを利用する子供が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。
児童館活動の充実	健全な遊びを通して、子供の生活の安定と仲間づくりを目的とし、仲間を大切に助け合う心を育てながら差別解消に向けた取組を充実するとともに、人権尊重の精神を育みます。また、保育園・小学校との交流や保護者支援を推進します。
地域活動事業の充実	多様な文化活動や体験活動の実施、各種教室の開設など、子供や保護者を対象とした様々な学習機会を提供します。地域での学習や体験を通して、郷土を良く知り、郷土への愛着を持った心豊かな子供の育成を推進します。各地区の特色を生かした取組など、スポーツ・文化・福祉等の活動を充実します。
スポーツ振興	スポーツ推進員が中心となり、智頭町内におけるスポーツ交流を通して子供達の健全育成を応援します。また、智頭町トップアスリート育成支援事業により、町を代表して出場する子供たちを支援し、スポーツ振興と人材育成を図ります。
親水公園連絡協議会との連携事業	千代川の源流域に位置する本町において、自然の恵みと郷土への愛着を深め、川を軸とした地域づくりを推進します。ちびっこ河川パトロール隊の活動に協賛し、千代川のパトロールを通じて川に親しみ、地域の川について知り、きれいな川を維持するための活動を推進します。
環境美化への積極的参加の推進	地域での自然環境美化活動への積極参加を促し、地域を大切にする心を培います。 ・各地区公民館が実施する環境美化活動 ・「人権の花」活動 ・小学校・中学校合同のPTA資源回収等
あいさつ運動	地域内交流を活性化し、豊かな人間関係と助け合いのある暮らしを築くため、子供同士はもとより、地域の大人が率先して「あいさつ運動」を行います。

【基本目標 4】子供が暮らしやすい地域環境づくり

1. 交通安全教育・意識啓発

子供たちは交通社会においては弱者であることを重視し、より一層の交通安全対策の推進や道路環境の整備を進めます。また、子供の交通安全教育、体験型交通安全教室を推進しています。

基本施策	内容
交通安全街頭指導	子供自身が交通ルールを守って安全管理ができるよう指導を強化し、より一層の交通安全対策の推進や道路環境の整備を進めます。
通学路点検	小学校・中学校PTAから通学路点検箇所の要望を受け、年に1度通学路安全推進会議を開催し、国・県・町で通学路点検を実施します。

2. 安心・安全のまち

有害図書・酒類及びたばこ類自動販売機に関する指導について、関係機関が連携し地域ぐるみの環境改善に向けた活動の推進に努めます。また、業界による自主規制の推進を求めます。子供が犯罪被害に遭わないように環境整備するとともに、地域全体で犯罪の発生を防止し、子供を犯罪から守ります。

基本施策	内容
子供を取り巻く有害環境対策の推進	子供に対する悪影響が懸念される有害図書の氾濫・万引き・メディアの弊害等について、関係機関やPTAの地域住民と連携・協力して防止対策と啓発等を進めます。また、インターネットを通じて得られる有害情報を遮断・制限し、適正な電子端末等の活用に向けて広報・啓発活動を推進します。
子供110番	子供が犯罪被害に遭わないよう環境整備を行うとともに、子供110番の緊急避難場所を充実させ、地域全体で犯罪の発生を防ぎます。
青少年育成事業	子供たちの健全な成長を見守り支援するために各関係機関・団体等と連携し、防犯パトロール・非行防止パトロールを実施し、青少年の健全育成を図ります。

3. 集いの場、遊びの場

親子で安心して外出を楽しめる公共施設等の設備機能の強化や親子で集いふれあうことができるネットワークづくりに努めます。

基本施策	内容
安心して外出できる環境の整備	子育て中の保護者が集える交流の場や、子供が安心して遊べる空間づくりを推進し、公園施設やイベント等の整備充実に努めます。

4. 地域資源等を生かした活動

豊かな自然を生かした取組を推進し、環境や自然への関心を高め、地域を大切にする心を育成します。

基本施策	内容
木育推進事業	「木のおもちゃ」を通して、木の感触・香りを幼い時期から体験し、将来にわたり、森林の大切さや森に親しみが持てる町民の育成に努めます。
ウッドスタート事業	赤ちゃんの誕生記念に町内産のスギを使った木製品を贈り、各家庭で木に触れ、親しむ機会を持ち、森林を大切にする心、地域を大切にする心を育みます。
ブックスタート事業の推進	赤ちゃんと保護者が絵本を通して心を通わせる機会をつくるため、7か月健診を受ける赤ちゃんと保護者にブックスタートパック（絵本2冊、絵本バッグ、親子で楽しむ絵本リスト）を贈ります。抱っこのぬくもりの中でゆったりと過ごす時間を持つきっかけをつくります。

第4章 量の見込みと確保方策

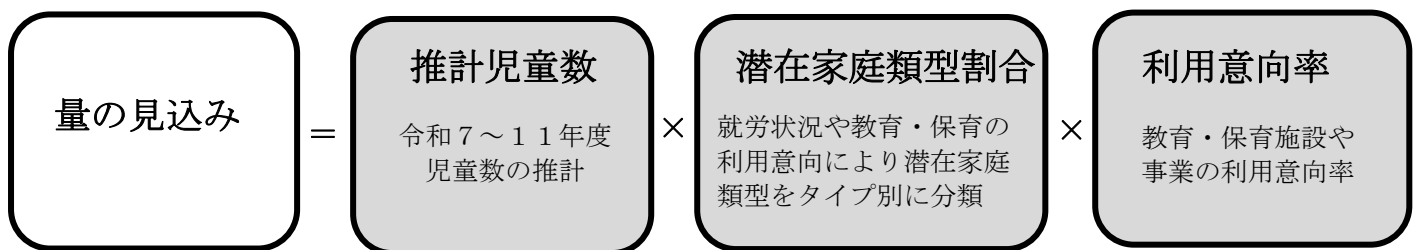
1 量の見込みについて

(1) 量の見込みについて

教育・保育と子供・子育て支援の充実に向け、各事業についてニーズ調査結果等に基づいて量の見込みを設定し、見込みに応じた確保方策及び実施時期を設定します。

(2) 量の見込みの算出について

「量の見込み」は、国から示された「量の見込みの算出等のための手引き」を基本として算出し、「現在の利用状況」や本町の地域特性を検証したうえで推計しています。



潜在家庭類型

タイプA	ひとり親	
タイプB	フルタイム	フルタイム
タイプC	フルタイム	パート・アルバイト
タイプD	無職	フルタイム／パート・アルバイト
タイプE	パート・アルバイト	パート・アルバイト
タイプF	無職	無職

推計児童数

(単位：人)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
未 就 学 児	0歳	15	14	14	13	12
	1歳	15	14	13	13	12
	2歳	14	14	13	12	12
	3歳	25	14	14	13	12
	4歳	24	26	14	14	13
	5歳	30	23	25	13	13
	小計	123	105	93	78	74
就 学 児	6歳	33	30	23	25	13
	7歳	36	32	29	22	24
	8歳	34	35	31	28	21
	9歳	36	33	34	30	27
	10歳	44	35	32	33	29
	11歳	41	44	35	32	33
	小計	224	209	184	170	147
合計		347	314	277	248	221

(令和2～6年度における年齢別児童数及び出生率をもとに推計)

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子供・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町は保育園、小学校、放課後児童クラブ等を統合しており、各種サービスを提供する施設も一か所に集約されているため、町全域で一区域の設定とします。

3 量の見込み、確保方策及び実施時期

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

＜教育・保育認定について＞

【1号認定】 保育を必要としない3～5歳児(認定こども園、幼稚園) ※誰でも認定可

【2号認定】 保育を必要とする3～5歳児(保育所、認定こども園)

【3号認定】 保育を必要とする0～2歳児(保育所、認定こども園、地域型保育)

(単位：人)

	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	2	77	15	15	14	2	61	14	14	14
確保方策	－	79	15	15	14	－	63	14	14	14
教育・保育施設	－	79	14	14	13	－	63	13	13	13
地域型保育	－	－	1	1	1	－	－	1	1	1

	令和9年度					令和10年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	1	52	14	13	13	1	39	13	13	12
確保方策	－	53	14	13	13	－	40	13	13	12
教育・保育施設	－	53	13	12	12	－	40	12	12	11
地域型保育	－	－	1	1	1	－	－	1	1	1

	令和11年度				
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	1	37	12	12	12
確保方策	－	38	12	12	12
教育・保育施設	－	38	11	11	11
地域型保育	－	－	1	1	1

※ 本町には幼稚園及び認定こども園がないため、1号認定の量の見込みに対し、保育所での特別利用保育認定（その他事由による認定）を実施します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

＜地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）＞

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	241	202	170	138	112
未就園児（人）	75	63	53	43	35
その他（人） （就園児、小学生、保護者等）	166	139	117	95	77
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

＜子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）＞

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）を登録し、会員相互間で育児等の援助を行う事業（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人） （延べ人数）	45	43	41	39	37
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

＜妊婦健康診査事業＞

妊婦が安心して妊娠・出産を迎えるため、健康診査費用の一部を助成（延受診回数）

（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	191	191	176	176	161
確保方策	191	191	176	176	161

<乳児家庭全戸訪問事業>

保健師等が全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じて助言を行う事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13	13	12	12	11
確保方策	13	13	12	12	11

<養育支援訪問事業>

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

<子供を守る地域ネットワーク機能強化事業>

要保護児童対策地域協議会（子供を守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

実施事業：1

実施機関：要保護児童対策地域協議会

＜子育て短期支援事業（ショートステイ事業）＞

保護者が疾病等により家庭での養育が困難となった場合や、一時的に保護が必要な場合に乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設で一時的に養育・保護する事業（延べ人数）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	51	43	38	30	29
確保方策	51	43	38	30	29
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

＜子育て世帯訪問支援事業＞

家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、悩みや不安を傾聴する。家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ（0～17歳の対象児童数）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

＜産後ケア事業＞

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する

【宿泊型】病院や助産院の空きベッド活用により、宿泊休養できる機会の提供

【デイサービス型】個別で支援を行うことが可能な施設において、日中に支援を提供

【アウトリーチ型】担当者が利用者の自宅に赴く

	種類	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	アウトリーチ型（人）	2	2	2	2	2
	デイサービス型（人）	3	3	3	3	3
	宿泊型（延べ日数）	10	10	10	10	10
確保方策	アウトリーチ型（人）	2	2	2	2	2
	デイサービス型（人）	3	3	3	3	3
	宿泊型（延べ日数）	10	10	10	10	10

<妊婦等包括相談支援事業>

妊婦やその配偶者、子供及びその保護者に対して心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報提供、相談等の援助を行う

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15人×3回	15人×3回	14人×3回	14人×3回	13人×3回
	45	45	42	42	39
確保方策	45	45	42	42	39

<放課後児童健全育成事業>

放課後、保護者の就労等により家庭で養育できない小学校児童を預かる事業（登録人数）

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	65	75	49	59	34
1～3年生	46	52	35	41	24
	19	23	14	18	10
確保方策	65	75	49	59	34

<延長保育事業>

通常の保育以外の時間外保育利用事業（登録人数）

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34	30	27	23	22
確保方策	34	30	27	23	22

<一時預かり事業（一時保育）>

保護者の就労・病気・冠婚葬祭等の理由により一時的に保育が困難な場合、保育所で子供を預り保育する事業（延べ人数）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	198	183	175	159	150
確保方策	198	183	175	159	150
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※一時預かり事業（幼稚園型）以外を算出。一時預かり事業（幼稚園型）については、1号認定の対象者がいないため算出しない

<病児・病後児保育事業>

保育を必要とする乳幼児のうち、疾病にかかっている場合や回復期にある場合について、智頭病院で一時的に保育を行う事業（延べ人数）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	125	106	94	79	75
確保方策	125	106	94	79	75
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<利用者支援事業>

身近な場所において、子供・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子供子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援する事業

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<乳児等通園支援事業>

自治体で定められている認可保育園の入園条件をなくし、保護者が就労していなくても時間単位で保育園を利用できる通園制度（こども誰でも通園制度）

（単位：人）

	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み	10	10	10	10	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10	10	10	10	10

	令和10年度			令和11年度		
	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み	10	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10	10

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

本町では、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するよう努めています。今後も、幼児期における学校教育・保育の連携を図るとともに、保育園及び地域子供・子育て支援事業等の担当者が相互に連携し、教育・保育の観点、健全な育ちの観点から教育・保育サービスの充実に努めます。

① 質の高い教育・保育の提供

これまで培った知識・技能及び地域との関係性を生かし、子供の発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

② 親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設け、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

③ 保育園と小学校との連携の推進

教育・保育施設と学校とが一層連携・共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、保育士、教員の交流事業等を通して小学校との連携を進めています。

5 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産後休業及び育児休業後に、教育・保育施設、地域型保育事業等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、保育士等の人材確保及び特定地域型保育事業（智頭病院ほのぼの保育所等）との連携を行います。

6 子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実のほか、県が行う施策との連携を図ります。

7 仕事と家庭生活の両立のための雇用環境整備に関する施策との連携

仕事と生活との調和実現のため、教育・保育の施設給付や地域子供・子育て支援事業の充実等を通して、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進め、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた啓発、情報提供に努めます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施と県との連携

認可外保育施設への円滑な給付により、保護者の経済的負担の軽減と保育の利便性の向上を図り、子供の健やかな成長を支えます。また、県と連携して施設の運営に応じた適切な指導及び助言等を行います。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制づくり

(1) 智頭町子ども・子育て会議

本計画を推進していくために、「智頭町子ども・子育て会議」を設置し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 関係者の連携・協働

地域子供・子育て支援事業をとおして、町内の教育・保育機関と、保護者を含めた各関係者が連携・協働を行います。

2 計画の点検・評価

(1) 各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保方策」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

(2) 中間年における検討の見直し

中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保方策」として対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。

智頭町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 12 月 20 日条例第 24 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、智頭町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子供の保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験のある者
- (3) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表とする者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、教育課において処理する。

(会議の運営)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

智頭町子ども・子育て会議委員名簿

子どもの保護者

氏 名	現 役 職 等
大藤 裕也	ちづ保育園 P T A 会長
林 健太郎	智頭小学校 P T A 会長

子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

氏 名	現 役 職 等
山崎 佳代	智頭町 主任児童委員
安住 順一	智頭町 教育委員

子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

氏 名	現 役 職 等
田中 靖	智頭町 教育長
初瀬 麻未	智頭町教育委員会事務局教育課 参事兼指導主事
奥村 美佳	ちづ保育園長 (労働者を代表とする者を兼務)
國岡 大輔	子育て支援センター所長
高垣 智恵子	智頭町 福祉事務所長
小坂 祥子	早期支援コーディネーター

事業主を代表とする者

氏 名	現 役 職 等
福安 教男	智頭病院 事務部長
西村 早栄子	智頭の森こそだち舎 代表

事務局

氏 名	現 役 職 等
竹内 学	智頭町教育委員会事務局教育課 課長
木下 香梨	智頭町教育委員会事務局教育課 次世代育成推進担当
大空 ゆかり	智頭町教育委員会事務局教育課 次世代育成推進担当